

## 現行法制の罰則との比較

	本報告書（案） （特別秘密）	自衛隊法 （防衛秘密）	MDA 秘密保護法 （特別防衛秘密）	刑事特別法 （合衆国軍隊の機密）	国家公務員法
漏えい	○ 業務により特別秘密を取り扱う者 ・ 取扱業務者 ・ 業務知得者 【5年以下／10年以下の懲役】 【罰金刑の任意的併科】	○ 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者 【5年以下の懲役】	① 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者 【10年以下の懲役】 ② 我が国の安全を害する目的 【10年以下の懲役】 ③ ①・②以外の者 【5年以下の懲役】	○ 通常不当な方法によらなければ探知し、又は収集することができないようなものを他人に漏らした者 【10年以下の懲役】	○ 職務上知ることのできた秘密を漏らした者 【1年以下の懲役又は50万円以下の罰金】
過失漏えい	○ 業務により特別秘密を取り扱う者 ・ 取扱業務者 ・ 業務知得者	○ 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者 【1年以下の禁錮又は3万円以下の罰金】	④ 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者 【2年以下の禁錮又は5万円以下の罰金】 ⑤ ④以外で業務により特別防衛秘密を知得・領有した者 【1年以下の禁錮又は3万円以下の罰金】		
取得	○ 管理侵害行為又は詐欺等行為による特別秘密の取得 【特定取得行為】 【5年以下／10年以下の懲役】 【罰金刑の任意的併科】		○ 不当な方法による探知収集 【10年以下の懲役】 ○ 我が国の安全を害すべき用途に供する目的による探知収集 【10年以下の懲役】	○ 不当な方法による探知収集 【10年以下の懲役】 ○ 合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的による探知収集 【10年以下の懲役】	
周辺の行為	○ 未遂 （漏えい・特定取得）	○ 未遂 （漏えい）	○ 未遂 （漏えい・探知収集）	○ 未遂 （漏えい・探知収集）	
	○ 共謀 （漏えい・特定取得）	○ 共謀 （漏えい）	○ 陰謀 （漏えい・探知収集）	○ 陰謀 （漏えい・探知収集）	○ 企て （共謀に相当する場合）
	○ 独立教唆 （漏えい・特定取得）	○ 独立教唆 （漏えい）	○ 独立教唆 （漏えい・探知収集）	○ 独立教唆 （漏えい・探知収集）	○ そのほか
	○ 煽動 （漏えい・特定取得）	○ 煽動 （漏えい）	○ せん動 （漏えい・探知収集）	○ せん動 （漏えい・探知収集）	
					○ 企て（単独犯）・命令・故意の容認・ほう助



